

カゴラボ利用規約

カゴラボ利用申込者または企業（以下甲という）は、コロニーインタラクティブ株式会社（以下乙という）のネットショップサービス「カゴラボ」を利用申込みするにあたり、本規約に同意するものとし、同意が無い場合には、本サービスを申し込むことができない。

第1条 サービス

- ・乙は、第6条により成立する甲乙間の契約（以下本契約という）に基づき、甲に対し、ネットショップ制作およびそのサービスに付随したサービス（以下付随サービスという）を提供し、契約期間において、レンタルサーバーの管理を行う（以下本サービスという）。本サービス内容の詳細については、乙のウェブサイト上の記載によるものとする。
- ・乙は、甲が本サービスの利用料金を支払うことを条件として甲に対して本サービスを提供する。
- ・甲が指定するドメイン(.com/.net/.info/.biz)の登録費および維持費は乙が負担する。また、指定外のドメインは有料とし、甲が乙にその費用を支払う。
- ・見積書、予算書、仕様書も本契約上の契約内容の一部となる。
- ・本サービスは、各プランに応じて機能やサーバー利用権限に差異があり、甲はプランを選択・変更することで、機能の利用範囲を選択することができる。
- ・本サービスの各プランによる機能やサーバー利用権限の内容に関しては、別紙『機能比較表』記載のとおりとする。
- ・本サービスにおけるスタンダード以上（VPS サーバー、専用サーバー、クラウドサーバー、AWS クラウドサーバーを利用するプラン）の上位プランの利用については別途定める『サーバーサービス利用約款』も本契約上の契約内容の一部となるので、甲は利用申込みにあたり、十分その内容を理解するものとする。

第2条 コンテンツ管理

- ・甲は、乙の提供するサーバー内の甲のネットショップで発信した内容に関して責任を負うものとし、甲から発信された全ての内容に関して乙は一切の責任を負わないものとする。
- ・甲は、甲の保持するパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に乙所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を甲の責任において行うものとする。
- ・甲は、自己が発信した内容において、他人の著作権や商標権・特許権・肖像権等の諸権利、法的利益を侵害するような場合には、かかる侵害行為により発生する全ての法的責任、費用を甲自身が負うことに同意する。

第3条 動作環境

- ・動作環境とは本サービスが動作することのできるハードウェア・ソフトウェアの条件のことをいう。
- ・本サービスは、Webサイトを閲覧可能な端末（PC/モバイル/スマートフォン等）に向けて提供しており、別紙『カゴラボシステムテスト規定』に記載されている動作環境以外での動作は一切保証しない。また、乙が制作を行っていないコンテンツおよびプログラムの動作についても一切保証しない。

第4条 保守・点検およびサービスの中断・中止または終了

- ・乙は、乙または乙へのサーバー提供事業者がシステム保守を行う場合などには、あらかじめ甲に対して通知した上で本サービスの提供を一時中止することがある。ただし不測のネットワーク混乱や天変地異・災害発生時・その他偶発的な不可抗力による障害の発生など、乙の責に帰すことのできない事由により本サービスの提供ができなくなった場合、乙は、甲に通知をすること無く本サービスを中断もしくは中止することがある。その場合、理由の如何を問わずサービス停止に起因する損害に関して、乙は一切の責任を負わないものとする。
- ・乙は、運営上または技術上などの理由により本サービスを終了することができるものとする。その場合には終了の2ヶ月前までにメールまたは書面にて、その旨を甲に対して通知する。

第5条 申込み拒絶

- 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合、甲の本サービスの利用申込みを拒絶することができる。
- (1)甲が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下暴力団員等という）である場合または暴力団員等に事業活動を支配されている場合。
 - (2)薬事法に抵触する可能性のある商品の販売の勧誘を行う場合。
 - (3)アダルト関連商品の販売を行う場合。
 - (4)前各号のほか、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、売春防止法、青少年保護育成都道府県条例、マルチ商法など特定商取引法、出資法、景品表示法、資金決済法、金融商品取引法に違反するおそれのある商業的行為等の法令の定めには違反する行為またはそのおそれのある行為、あるいは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為を行う場合。

第6条 契約の期間

- ・本契約は、甲が乙所定の「お申込みフォーム」または「お申込み用紙」に利用申込みに必要な事項を記載のうえ乙に送信し、乙がこれを承諾した時に成立する。なお、甲は、利用申込み時に、契約期間として、6ヶ月間または1年間のどちらかを選択するものとする。
- ・初回の契約期間の始期はカゴラボ設置日(アカウント発行日)、終期はカゴラボ設置日(アカウント発行日)の当月1日を起算日として第1項において選択した期間が経過する日(該当月の末日)とする。
- ・利用料金はカゴラボ設置日(アカウント発行日)より発生する。
- ・カゴラボ設置日(アカウント発行日)が月の途中(2日以降)の場合、カゴラボ設置日(アカウント発行日)から3ヶ月経過後の該当月の月額基本料金は、その月の月末までの日数にて日割り計算するものとし、4ヶ月目の月額基本料金請求時に調整、請求するものとする。日割り計算の方法(税抜)は以下の通りとする。
【月額基本料金(税抜) ÷ 30日(小数点第1位切り捨て)】 × 該当月末までの利用残日数
- ・本サービスは契約期間の満了をもって終了とするが、事前に甲から書面による本契約を更新しない旨の申し出が契約期間満了の2ヶ月前までに無い場合、本契約は第1項において選択した期間自動更新され、以後も同様とする。
- ・本サービスにて専用サーバープランまたはクラウドサーバープラン、AWSクラウドサーバープランを選択した場合は原則的には前項を適用するが、事業終了など甲にとって不可抗力的な事由が生じた場合は契約1年目を過ぎていない場合に限り、終了の2ヶ月前に申し出ることで解約調整を行うことができる。解約にあたり乙に事務処理費用や損害が生じた場合は、乙は、甲に対してその請求をすることができるものとする。
- ・甲による本契約を更新しない旨の申し出があった場合は、契約期間の満了をもって本契約は終了し、甲のサーバー利用に関するアカウントは抹消される。同時にサーバー内の甲のデータは全て消去され、付随サービスも完了する。それに伴う甲の損害については、乙は一切の責任を負わないものとする。

第7条 料金

- ・甲は乙に対し、利用料金として、月額基本料金と、初期費用を支払う。
- ・甲は初回支払いの時に限り、カゴラボ設置日(アカウント発行日)から3ヶ月分の月額基本料金を前払いするものとする。また、4ヶ月目以降の月額基本料金については、乙の定める期日までに乙の定める支払い方法にて毎月支払うものとする。
- ・SSL取得については、初回支払いの入金を確認された後の対応とする。その他別途必要となる費用(初期費用、カスタマイズ費用)については、甲は、乙に対し、乙の定める期日(申込書または契約書に記載された支払予定日)までに支払うものとする。
- ・支払いに必要な手数料は甲の負担とする。
- ・甲の事由により、カゴラボ設置の後相当期間経過してもなおネットショップが第三者に公開されない場合であっても、甲は月額基本料金等諸費用の支払義務を免責されない。

第8条 制作物の納品

- ・乙は、甲のネットショップ(以下制作物という)を、デザイン・レイアウトなどの必要な情報についての要件を確定し制作物についての双方の合意を得るために甲と打ち合わせの上作成した「ヒアリングシート」に基づき、制作する。
- ・乙は、制作物の納品を行う前に、甲に対しインターネット上にて制作物の確認を求めるものとする。ただし、甲が「ヒアリングシート」記載の内容から大きく逸脱する内容の修正変更を求めた場合、乙はこれに応じない。
- ・乙による制作物の納品は、前項による甲の制作物確認後、契約サーバーにて第三者にいつでも公開できうる状態にした時点とする。
- ・制作物の制作に関しては、別紙『カゴラボデザイン制作規定』、『カゴラボシステムカスタマイズ制作規定』および『カゴラボシステムカスタマイズテスト規定』が適用される。

第9条 制作物の納期

制作物の納期は、甲乙協議の上決定する。

第10条 ネットショップ公開日

- ・ネットショップ公開日(第三者がネットショップにアクセス可能となる日)は、甲の指示により決定する。ただし、公開日は乙の営業時間内とし、その4営業日前までに甲が乙に通知するものとする。
- ・前項の通知遅延等によりネットショップ公開日が延期された場合であっても、それによって甲に生じた損害の責任を乙は一切負わない。

第11条 ネットショップの運営

- ・甲は、乙に対し、ネットショップ公開日以降、甲の本サービスにおける、売上情報、ログ情報その他乙の指定する情報(ただし甲の管理する個人情報を除く)を乙が取得し、甲または甲のネットショップの利用者に対するサービスレベルの改善等を目的に(利用者個人情報、利用企業情報、個別ネットショップの売上情報が特定されない範囲の)情報を統計データとして乙が利用・公開することに同意する。
- ・甲は、乙に対し、乙が、サポートまたは前項の情報の閲覧を目的として、事前に甲の承諾を得ることなく甲のネットショップにログインすることに同意する。
- ・甲は、乙に対し、乙のセキュリティ情報ネットワークで把握した、一般公開前の脆弱性等の対処を、事前に甲の承諾を得ることなく甲のネットショップに適應することに同意する。

第12条 知的所有権等

- ・HTMLデータや画像データ・スクリプト等の一切の制作物に関する著作権等無体財産権およびそれらの媒体の知的所有権は乙に帰属する。ただし、甲が提出した仕様書やテキスト原稿・画像等に関する著作権等無体財産権およびそれらの媒体の知的所有権は甲に帰属する。
- ・制作途中にデザイン案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する著作権等無体財産権および知的所有権ならびに使用権は乙に帰属する。
- ・乙は、甲が制作物をネットショップ運営のためインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
- ・乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。ただし、甲は、乙の本サービスに関するシステムプログラム自体を改変することはできない。
- ・乙は、制作実績(ポートフォリオ)として制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
- ・甲は、乙の文書による同意なしに、制作物の使用権・改変権の第三者への譲渡・移転、またはその他の処分もしくは契約上の地位の譲渡・転貸を行うことはできない。
- ・甲は、甲の商号(屋号)、住所、本サービス利用についての担当者の氏名、電子メールアドレス、電話番号に変更が生じた場合は、直ちに乙に対して報告するものとする。

第13条 サポート

- ・本サービスのサポートについては、2営業日以内で回答するメールサポートによるものと、営業日・営業時間(平日10:00~17:00)内での電話サポートを行うものとする。
- (1) カゴラボの操作方法や運営方法に関する説明や相談、提案業務。
- (2) 乙の管理下にあるサーバー等、乙のアプリケーションに起因するトラブルの対応。
- (3) システムの改修やカスタマイズなどの相談、提案業務。
- ・前項各号に記載されていない内容についてはサポートの範囲外とし、必要に応じて甲乙間で協議を行う。

第14条 サービス開始後の取消・修正・解約

- ・甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、乙は甲に対し催告等すること無く本契約を解除することができるものとする。
- (1) 重大な過失または背信行為があったとき。
- (2) 支払いの停止、または破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 仮差押・仮処分・民事執行・公租公課の滞納処分の申立を受けたとき。
- (5) 暴力団員等となったときまたは暴力団員等に事業活動を支配されるに至ったとき。
- (6) 本契約または本契約に付随する契約に違反したとき。
- (7) 甲が、乙の契約するサーバーやネットワークに著しい負荷や障害を与え、乙が正常なサービス提供を行えないと判断した場合。
- (8) 「お申込みフォーム」に不正確、虚偽の内容を記載した場合。
- (9) 薬事法に抵触する可能性のある商品の販売の勧誘を行った場合。
- (10) アダルト関連商品の販売を行った場合。
- (11) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、売春防止法、青少年保護育成都道府県条例、マルチ商法など特定商取引法、出資法、景品表示法、資金決済法、金融商品取引法に違反するおそれのある商業的行為等の法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為、あるいは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為を行った場合。
- (12) 乙に対する支払いを一回でも怠ったとき。
- (13) その他本契約を履行し難い重大な事由が生じたとき。
- ・本契約期間中、甲の事由によりネットショップの運用を一時停止または本契約そのものを解約(ネットショップ公開前の解約を含む)する場合でも、乙は甲に対し残りの契約期間に対する利用料、その他甲から受領した金銭を一切返金しないものとする。なお、甲の事由により本契約を解約する場合、甲は、乙に対し、解約日から契約期間満了日までの料金のうちの未払い分を解約時に支払うものとする。
- ・前項の定めにもかかわらず、甲が専用サーバーまたはクラウドサーバー、AWSクラウドサーバープランを使用している場合、本契約更新2年目以降は、本契約期間中、甲の事由により本契約を解約する場合は、甲は乙に対し、2ヶ月分の月額基本料金を解約時に支払うものとする。
- ・甲が契約解除、解約、利用停止によるデータ消滅などにより損害を被っても、乙は帰責事由がない限り一切の責任を負わないものとし、甲は乙に対してあらゆる苦情や請求はできないものとする。

第15条 責任制限

- ・乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じた甲のまたは甲の顧客等第三者のいかなる損害についても、乙に故意または過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、その時まで乙が受領した本サービスの月額基本料金(12ヶ月分を限度とする)を超えて責任を負わない。

- ・乙は、サーバーに関するアカウントおよびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。乙が責任を負う場合の上限は前項と同様とする。
- ・甲の本サービスの利用に際し、甲に対して発生した損害についての乙の責任についても前二項と同様とする。
- ・乙は、下記の事項について、その責を負わないものとする。

(1)サーバーに対する不正アクセスおよび不正アクセス禁止法に含まれる外部からのアクセスに起因する損害

(2)第26条に起因する損害

- ・本条の責任制限は、別紙『カゴラボデザイン制作規定』、『カゴラボシステムカスタマイズ制作規定』、『カゴラボシステムカスタマイズテスト規定』その他見積書、仕様書に別段の規定がある場合は、その規定による。

第16条 データのバックアップ

- ・甲がサーバーにアップロードしたデータは、甲がバックアップを取るものとし、サーバーの障害やプログラムの不具合によってこれらのデータが滅失したとしてもデータ滅失により被った甲の損害については、乙は一切の責任を負わない。ただし、乙に故意または過失がある場合については、前条第一項の範囲で責任を負う。
- ・商品撮影代行により撮影された画像のデータについてもまた、前項と同様とする。

第17条 禁止行為

甲は、本サービスの利用において、次の各号の内容に該当する行為をしないものとする。なお、甲が次の各号に反した行為を行った場合、あるいは次の各号に反する行為を行う恐れがあると乙が判断した場合、乙は、相当な期間を定めて催告の上、本サービスの停止もしくは本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に残りの契約期間に対する利用料を一切返金しないものとする。またこの場合、乙は、本サービスの停止や契約解除により甲に生じた損害については一切責任を負わないものとする。

- ・乙または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。
- ・乙または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
- ・乙または第三者の個人情報・その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- ・乙または第三者の個人情報を本人の同意無く違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為。
- ・乙または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- ・公序良俗に反する内容の情報・文書および図形等を他人に公開する行為。
- ・法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
- ・無限連鎖講(ねずみ講)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- ・コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- ・本条の各当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等とみなされる行為。
- ・その他乙が不適切と判断する行為。

第18条 損害賠償

乙は、甲の本サービスの利用に際し、サーバーダウン等その他甲が乙に故意または過失により損害を与えた場合、甲に対し損害賠償請求することができるものとする。

第19条 契約終了時の措置

- ・契約期間の満了、契約解除、解約により本契約が終了した場合、甲が指定するドメイン(.com/.net/.info/.biz)については、甲は契約終了後に使用することはできない。また、独自ドメインの移管について、乙は一切の責任を負わない。なお、移管を乙に委託する場合は、別途手数料がかかるものとする。
- ・契約終了時に乙は甲に対して甲がサーバーにアップロードしたデータを提供する義務を負わないものとする。
- ・契約終了により甲のサーバー利用に関するアカウントは抹消される。同時にサーバー内の甲のデータは全て消去され、付随サービスも完了する。それに伴う甲の損害については、乙は一切の責任を負わないものとする。
- ・甲はサイトデザイン等をポスターやチラシで利用している場合は、回収、廃棄するものとする。

第20条 機密保持

- ・甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。
- ・乙は、個人情報の取り扱いについては、乙が別途規定するプライバシーポリシーに従って管理するものとする。

第21条 本規約の変更

- ・乙は、必要と認めたときに本規約の内容を変更することができる。

・本規約の変更については、乙が変更内容を乙のウェブサイト上に掲載した時点から変更後の内容を適用する。

第22条 一部無効

本規約の規定中、無効な事項と解釈された場合であっても当該部分についてのみその効力を失うものとし、その余の規定の効力に影響しないものとする。

第23条 準拠法

本契約に関する準拠法は日本国法とする。

第24条 協議および管轄裁判所について

・本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題および疑義を生じた場合には、法令・商習慣等によるほか甲乙協議のうえ、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

・本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第25条 VPS サーバー、専用サーバー、クラウドサーバー、AWS クラウドサーバーを利用するプランについて

・VPS サーバー、専用サーバー、クラウドサーバー、AWS クラウドサーバーを利用するプランについては本規約に別段の規定がある場合のほか別途定める『サーバーサービス利用約款』の内容が適用される。(サーバーサービス利用約款概要)第5条(利用契約の締結)第10条(利用料金)第11条(支払期限)第26条(利用不能の際の損害賠償の制限)第27条(免責)

第26条 本サービスで利用するサーバー内で他アプリケーションを稼働させる場合

・本サービスで利用するサーバー内で CMS (WordPress 等)等の本サービス以外のアプリケーション(以下他アプリケーションという)を稼働させる構成は、セキュリティの確保が困難となるため、原則禁止する。

・甲が同一のドメインで本サービスと他アプリケーションを稼働させる場合は、乙は、甲に対し、ディレクトリーを分けて、本サービスと他アプリケーションを別サーバーで稼働させる環境を提供する。(サーバーの提供価格等は、本サービスのプランや、希望するサーバーのプランにより異なる)

・同一サーバー上で本サービスと他アプリケーションを稼働しなければ甲が本サービスを利用する目的を達成できない場合は、甲は、乙に対し、「カゴラボ Web サーバーで他プログラムを運用するための承諾書」を提出するとともに、甲乙協議の後、各種制限を付けた上で、乙が、甲に対し、当該運用を個別に許可する。

・他アプリケーションのアップグレード(アプリケーションバージョン、プラグイン、テーマ等)について乙は行わない事とし、原則、甲の責任範囲で行うものとする。

・乙は、甲に対し、原則として他アプリケーションのサポートを行わないものとする。

・データのバックアップは最大3日間乙にて行い、必要に応じてバックアップデータより復旧を行うものとする。

・サーバー保守に関しては第4条に準じるものとする。

以上

平成30年7月1日制定

■機能比較表（カゴラボの各プランによる機能やサーバー利用権限の制限に関して）

		プラン			
		エントリー	スタンダード	プロ	エンタープライズ
ご利用料金	初期費用	150,000円			
	モバイルサイト初期費用	200,000円			
	スマートフォン初期費用	0円			
	月額基本料金（1年契約）	9,800円	19,800円	29,800円	39,800円
	月額基本料金（6ヶ月契約）	12,800円	25,800円	35,800円	45,800円
サーバー仕様	サーバ容量	500MB	20GB	40GB	60GB
	タイプ	共用	VPS	VPS	VPS
	メモリ	1GB	2GB	4GB	8GB
	FTP許可	—	○	○	○
	phpPgAdmin	—	—	○	○
機能比較	会員限定機能	—	○	○	○
	大量受注オプション	—	○	○	○
	モバイル／スマートフォン	月額7,800円	月額7,800円	月額無料	月額無料
	Wordpress	△	△	○	○
	テストサーバー	—	—	—	○
カスタマイズ範囲	テンプレート調整	○	○	○	○
	カスタムオプションの提供	—	○	○	○
	データベースの項目追加	—	○	○	○
	新規個別開発	—	○	○	○
	外部プラグイン	—	△	△	△
	カゴラボプラグイン	—	—	○	○

- (1) 記載されている料金は税別表記です。
- (2) 専用サーバープランおよびクラウドサーバープラン、AWSクラウドサーバープランは別途見積となります。また、専用サーバープランおよびクラウドサーバープラン、AWSクラウドプランの契約期間は1年となります。
- (3) プラン変更時の移設費用は6万円～となります。また、移設に際して、最低1日程度のサイト停止期間が発生します。
- (4) プランアップに関しては、実際のサーバー変更如何に関わらず、申込月の翌月からプランアップ後の月額費用を請求することとします。（オプション追加に関しても同様）
- (5) 上位プランへの変更は任意に行っていただけますが、下位プランへの変更は原則（契約期間内の変更）として行うことができません。
- (6) カスタムオプションに関しては、別紙『カスタムオプション一覧』を適用します。
- (7) phpPgAdminを利用の際は、別紙『phpPgAdmin利用申請書』の提出を必須とします。
- (8) Wordpressはサーバー容量により月額費用が異なります。
- (9) 外部プラグインは有償にて実装可否の検証後に追加になります。

（平成 30 年 7 月 1 日現在）

■AWSクラウドプラン料金表および附則

		プラン	
		スタンダード	オーダーメイド
初期費用		100,000円	150,000円
月額基本料金（1年契約）		50,000円	100,000円
月額サーバー料金		150,000円	要見積
データ転送料金		AWSデータ転送料金を乙の定める為替レートにしたがって日本円に換算した金額。オプション利用時は当該データ転送料金を含む。	
請求代行手数料		(2)に記載	
オプション	CDN	月額基本料金	5,000円
	S3	月額基本料金	5,000円

- (1) 記載されている料金は税別表記です。
 (2) 請求代行手数料は下表のとおり計算します。

データ転送料金合計（税抜）	手数料率
0円～100,000円	20%
100,001円～300,000円	15%
300,001円～	10%

- (3) 為替、物価または乙の施設に係る維持管理運営費の変動により、乙が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った時は、乙は、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。
 (4) スタンダードプランでは、乙指定外のサーバー構成を選択することができません。
 (5) 契約期間中のオーダーメイドプランからスタンダードプランへの変更は原則として禁止します。

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

■カゴラボデザイン制作規定

- (1) デザインヒアリング時に決定したテンプレートの変更は原則行えないものとする。
 (2) デザインの変更および修正は2回まで可能で、その変更の範囲は全体の50%以内までとする。ただし、制作ミスや乙が認める場合はこの限りではない。尚、デザインの追加修正は1回2万円の費用が発生するものとする。
 (3) 甲がデザインの承認をした後の、デザイン変更・修正は原則行えないものとする。
 (4) 制作するページはカゴラボに標準で用意されている「トップページ」「商品一覧ページ」「商品詳細ページ」のみとし、前述した3ページ以外のページの修正・変更やその他キャンペーンページ等のページ制作は『新規ページ作成』オプションにて制作するものとする。
 (5) デザイン制作に必要となる、ロゴ・イラスト・画像・テキスト原稿（以下素材という）は原則として全て甲より提供するものとし、使用するフォントは乙にて保持している種類のフォントのみ使用可能とする。
 (6) 制作の開始は、素材が全て揃った段階とする。
 (7) パナー等のイメージ制作は当該制作範囲外(サンプルで乙が制作したものは除く)とし、オプションでの制作とする。
 (8) 「トップページ」のメインビジュアルは乙指定のスライドショー形式とする。乙指定の形式以外のメインビジュアルについては、甲にて準備するか、別途オプションにて乙が制作することとする。
 (9) 甲は、デザインを提供する場合、乙指定のデザインテンプレートを元に制作し、デザインデータはAdobe Fireworks、Photoshop、Illustratorにて制作したもの（保存形式はpng、psd形式とする）とし、乙は、その他アプリケーションでの制作物は原則として引き受けないものとする。

- (10) 甲がデザインを提供する場合、甲が提供したデザインがカゴラボのシステム上実現不可能な場合や、提供されたデザインが極端に複雑である場合、乙は、甲の依頼を引き受けずまたは別途費用を請求する場合がある。
- (11) オプションサービスのモバイルサイトおよびスマートフォンサイトの制作は標準のテンプレートを元に行う。テンプレート変更は別途オプションでの制作とする。

以上
(平成 30 年 7 月 1 日現在)

■カゴラボシステムカスタマイズ制作規定

- (1) 機能の追加等、システムのカスタマイズに関する制作については、本規定があわせて適用される。
- (2) 機能の追加等、システムのカスタマイズに関する制作内容については、制作を開始する以前に要件概要の確定を行い、原則として仕様書、見積書、工程表ドキュメント化するものとする。しかし、工数や金額に応じドキュメント化の必要が無いと双方が判断する制作内容についてはこの限りではない。
- (3) 甲乙双方は、オープンソースソフトウェアを利用したシステムのカスタマイズについては、該当するオープンソースソフトウェアに起因する諸症状および問題の発生の可能性を十分認識し、万が一対処が困難な問題が発生した場合でも双方に対して責任を要求しないものとする。
- (4) 機能の追加等、システムのカスタマイズは、乙の提示する金額および制作内容と納期を甲が承認した後開始するものとする。
- (5) 納品物が甲の提示した要件仕様を満たさない場合、乙の負担にて再作成を行う。
- (6) 甲が乙に提示した情報または指示の誤りや漏れに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算し、甲が承認した追加料金を支払う。
- (7) 運用中の改修時等に不具合が発生した場合、また、納品後に不具合が発生した場合、乙は、乙の選択により、納品前のシステム環境に回復することをもってカスタマイズ制作作業に関する納品の責任を免れることができる（試験的改修も含む）。
- (8) 乙が行うシステムカスタマイズに関して乙が責任を負うべき場合の損害賠償の上限は、該当するシステムカスタマイズに関する料金（見積書または予算書に記載されている当該制作料金）とする。
- (9) プラグインもカスタマイズと同様とし、本規定に準じて提供する。

以上
(平成 30 年 7 月 1 日現在)

■カゴラボシステムテスト規定

- (1) 動作テスト環境
カゴラボシステムの動作テスト環境と条件を以下のように定める。
甲が下記以外の環境と条件にてテストを希望する場合は、甲は、乙に対し、システムの構築およびカスタマイズを申し込む前にその旨通知するものとする。この場合、乙は、甲の希望する環境と条件におけるテストの可否を判断し、可と判断した場合にはテスト費用の見積もりを行う。甲が、乙に対し、乙の見積もったテスト費用を支払った場合、乙は、甲に対し、甲の希望する環境と条件におけるテストを提供する。

■システム（主にPHP、データベース）の場合

単一機能の動作テスト（単体テスト）、および他の機能と関連する一連の流れのテスト（結合テスト）を以下の環境にて行う。

- 【OS】
- ・ Windows 7以上
- 【ブラウザ】
- ・ Google Chrome 最新版

■デザイン（主に見栄え、文言、レイアウト、Javascript）の場合

原則として目視で該当部分を以下の環境にて確認する。なお、【ブラウザ】で定める確認OSのバージョンについては、【OS】項で定めるバージョンを適用する。

- 【OS】
- ・ Windows 7以上
 - ・ Mac OS X (Version 10.8.5以上)
 - ・ macOS (Version 10.12以上)
 - ・ iOS (最新メジャーバージョンおよび1世代前のメジャーバージョン)
 - ・ Android (最新メジャーバージョンおよび1世代前のメジャーバージョン)

【ブラウザ（確認OS）】

<PCサイト>

- ・ Microsoft Internet Explorer 11 (Windows)
- ・ Microsoft Edge (Windows)
- ・ Mozilla Firefox 最新版 (Windows, Mac)
- ・ Google Chrome 最新版 (Windows, Mac)

- ・ Apple Safari 最新版 (Mac)

<スマートフォンサイト>

- ・ Apple Safari 最新版
- ・ Google Chrome 最新版

※ドメインDNSが本サービスのIPへの設定に浸透する前や実機の手配が難しいと判断される場合には、PCのブラウザにてGoogle Chrome、Mozilla Firefoxのアドオンとして提供されているエミュレーターでテストを行う場合がある。

※回線状況に応じて、キャリア回線経由ではなく、乙社内のWi-Fi経由でテストを行う場合がある。

※上記以外のスマートフォン実機を用いた検証については、別途費用見積もりを行う。

<モバイルサイト>

- ・ docomo F-08B、Softbank 841SH の実機

- ・ ドメインDNSが本サービスのIPへの設定に浸透する前や実機の手配が難しいと判断される場合には、PCのブラウザにてGoogle Chrome、Mozilla Firefoxのアドオンとして提供されているエミュレーターでテストを行う。

- ・ 上記以外のモバイル実機を用いた検証については、別途費用見積もりを行う。

(2) テストエビデンス

乙は、甲に対し、原則として、上記(1)の環境下で動作テストを行ったエビデンス(テスト仕様書や画面キャプチャー等の証拠書類)を提出しない。甲がエビデンスの提出を希望する場合は、甲は、乙に対し、システムの構築およびカスタマイズを申し込む前にその旨通知するものとする。この場合、乙は、エビデンス提出の可否を判断し、可と判断した場合にはエビデンス提出費用の見積もりを行う。甲が、乙に対し、乙の見積もったエビデンス提出費用を支払った場合、乙は、甲に対し、エビデンスを提出する。

以上

(平成 30 年 7 月 1 日現在)